	③　代理人の本人確認資料 ・　写真付きのものであれば１種類、写真の付いてないものであれば２種類をご用意ください。 ④　代理人の資格を証明するもの ア．本人の委任による場合 ・　委任状（印鑑証明を受けた印鑑による本人の押印のあるもの） イ．未成年者または成年被後見人の法定代理人による場合 ・　本人が未成年者の場合：本人の戸籍抄本 ・　本人が成年被後見人の場合、または、未成年で親権者がいない場合：登記事項証明書（法務局にお問い合わせください。）	③　代理人の本人確認資料（下記８を参照） ・　８に掲げる資料のうち２種類 ④　代理人の資格を証明するもの ア．本人の委任による場合：委任状（印鑑証明を受けた印鑑による本人の押印のあるもの） イ．未成年者または成年被後見人の法定代理人による場合 ・　本人が未成年者の場合：本人の戸籍抄本 ・　本人が成年被後見人の場合、または、未成年で親権者がいない場合：登記事項証明書（法務局にお問い合わせください。） ⑤　返信用封筒
６．手数料	ア．開示または利用目的の通知の場合：〇円（実費相当額） イ．その他の場合：無料	ア．開示または利用目的の通知の場合：〇円（実費相当額） イ．その他の場合：無料
７．開示等の方法	・　書面（開示のお求めの場合は、個人データの内容を記したもの、その他の場合は対応の結果を記したものをお渡しします。） ・　その他の方法（ご本人が同意された方法）	・　書面（開示のお求めの場合は個人データの内容を記したもの、その他の場合は対応の結果を記したものを郵送いたします。） ・　その他の方法（ご本人が同意された方法）
８．本人確認資料	運転免許証・パスポート・住民票・戸籍抄本・健康保険証・国民年金手帳等	・　運転免許証(写)・パスポート(写)・住民票・戸籍抄本・健康保険証(写)・国民年金手帳（写）・等のうち二種類のもの

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５８号
盛岡市門２丁目１番19号　プルミエ壱番館102号
債務者　川村美枝子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　光機
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―904号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番22号
債務者　松野　修身
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５８号
兵庫県芦屋市奥池南町70番20号
債務者　中尾　芳治
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３３号
新潟県胎内市住吉町11番23号
債務者　中原　貴寛
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１２１号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目18番15号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目14番16号
債務者　市村　　栄
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８号
愛知県豊橋市船町191番地　107、従前の住所名古屋市緑区大高町字西正地12番地の１　愛電交通株式会社大高営業所内
債務者　彦坂塗装工業所こと　彦坂　卓也
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１５５号
堺市北区新金岡町３丁５番９―302号
債務者　竹若　修治
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３００号
堺市南区原山台１丁２番１―203号
債務者　柏木　博幸
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
奈良県香芝市下田西４丁目152番地１　グローリー香芝Ⅳ番館906号
債務者　うさぎやこと　田渕　史郎
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６号
愛知県安城市桜井町阿原13―１コーポ　ＳＡＫＵＲＡⅡ　Ａ２―５、住民票上の住所和歌山県新宮市野田８番15号
債務者　田中耕一郎
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網　　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第１５９号
京都市右京区西京極郡町75番地　加藤マンション404号
債務者　メンバーズリバティーこと　今林　静江
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　文彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係